

大通達甲（交企）第8号  
平成30年11月29日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

交通部各隊長 殿  
各警察署長

交通部長

路上寝込み者等の交通事故防止に関する協定の締結について（通達）

路上寝込み者及び認知症高齢者等の路上はいかい者（以下「路上寝込み者等」という。）の交通事故防止対策として、一般社団法人大分県タクシー協会（以下「協会」という。）と路上寝込み者等の交通事故の防止に関する協定（以下「協定」という。）を締結したので、下記のとおり協会との連携を強化し、適切な運用を図られたい。

記

1 協定の目的

協会の会員事業者のタクシー乗務員（以下「乗務員」という。）が、事業活動中に路上寝込み者等を発見した際に、警察及び乗務員が勤務する事業所へ通報し、警察官が到着するまでの間に適切な防護措置をとることにより、れき過等による交通事故の未然防止を図ることを目的とする。

2 協定の内容

路上寝込み者等の交通事故の防止に関する協定書（別添）のとおり。

3 通報受理時の対応

- (1) 乗務員から路上寝込み者等に関する通報を受けた警察官は、速やかに現場に臨場し、路上寝込み者等を保護すること。
- (2) 現場に臨場した警察官による乗務員への事情聴取は、業務に支障の生じることのないよう必要最低限にとどめること。

4 運用上の留意事項

- (1) 協定を円滑に実施し、実効あるものとするため、平素から協会との情報共有を図り、協会の実施する交通事故防止に関する活動に対する支援、協力等に努めるなど、緊密に連携すること。
- (2) 協定は、協会に対して防護措置等の義務を課すものではないため、乗務員の業務や乗客の利便性等に支障が生じることのないよう配慮すること。

（交通企画課安全係）

## 路上寝込み者等の交通事故の防止に関する協定書

一般社団法人大分県タクシー協会（以下「甲」という。）と大分県警察本部（以下「乙」という。）は、路上寝込み者及び認知症高齢者等の路上徘徊者（以下「路上寝込み者等」という。）の交通事故防止に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

**第1条** 路上寝込み者等の交通事故を防止するため、甲及び乙が連携して、路上寝込み者等の交通事故の未然防止のための防護措置を行い、もって交通事故全体の抑止を図ることを目的とする。

（事業内容）

**第2条** 前条の目的を達成するために、甲及び甲の加入事業者は、通常の事業活動を通じて、次の各号の推進に努めるものとする。

(1) そのまま放置すれば交通事故に遭遇する危険性が高く、かつ緊急に防護措置を講ずる必要のある路上寝込み者等を発見した場合には、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 路上寝込み者等の手前にタクシーを停車させ、ハザードランプを点灯するなどの効果的な防護措置を講ずること。

イ 必要な防護措置を講じた後に、110番通報するとともに、会社に路上寝込み者等の防護措置を講じていることを連絡すること。

ウ 警察官が到着するまでの間は防護措置を継続実施し、可能であれば、自らの事故防止に留意しながら、路上寝込み者等を路外の安全な場所に移動させるなどの措置を講ずること。

(2) 乙が行う路上寝込み者等の交通事故防止に関する広報、啓発活動に協力するものとする。

（通報受理時の措置）

**第3条** 乙は、甲の会員事業者のタクシー乗務員から通報を受理したときは、速やかに現場に臨場し、路上寝込み者等を保護し、交通事故の未然防止を図るものとする。

（通報者からの事情聴取）

**第4条** 乙は、通報者からの事情聴取に当たっては、通報者の業務に影響を及ぼさないように配慮し、できる限り簡潔に行うものとする。

（情報の提供）

**第5条** 乙は、甲に対し、交通事故の発生状況その他交通事故に関する情報の提供に努めるとともに、甲が行う交通事故防止に関する活動の支援、協力に努めるものとする。

(遵守事項)

第6条 この協定を相互の理解と信頼の下に運営するため、次の各号を遵守するものとする。

- (1) この協定の締結事実を自己又は他人を利するための手段として利用しないこと。
- (2) この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密を他人に漏らさないこと。

(配意事項)

第7条 この協定は相互の任意の協力の下に実施するものであり、相互に権利又は義務を生ずるものでないことに配意するものとする。

(期限)

第8条 本協定の有効期限は、締結の日から起算して1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲、乙双方又はいずれか一方からの運用中止の意思表示がない場合は、自動更新されるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項又はこの協定に疑義が生じた場合等には、その都度速やかに甲及び乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 本協定は、平成30年11月26日をもって効力を生ずるものとする。

この協定を証するため、協定書2通を作成し、双方が各1通を保有するものとする。

平成30年11月26日

甲 一般社団法人大分県タクシー協会

会長

藤 二 英



乙 大分県警察本部

交通部長

原田 賢一

